

「栗東市立森林体験交流センター」

## 指定管理者募集要項

栗東市環境経済部農林課

令和6年9月

## 目 次

1. 指定管理者の募集	1
2. 指定管理者制度導入の目的	1
3. 施設の概要	1
4. 業務の範囲	1
5. 指定予定期間	1
6. 管理の基準	2
7. 委託料について	2
8. 応募資格	2
9. 申請に必要な書類	2
10. 申請書の受付期間	3
11. 仕様書及び申請提出書類等の配布並びに申請の受付場所	3
12. 選定基準及び選定方法	4
13. 選定結果及び理由の通知	5
14. その他	5
15. 添付資料	5

## 1. 指定管理者の募集

栗東市（以下「本市」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、栗東市立森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例（平成11年栗東町条例第10号）第4条の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

## 2. 指定管理者制度導入の目的

多様化する市民のニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図ることを目的とします。

## 3. 施設の概要

### 栗東市立森林体験交流センター

- (1) 名 称 栗東市立森林体験交流センター  
(2) 所 在 地 栗東市観音寺537番地1  
(3) 設置時期 平成11年4月  
(4) 施設概要  
① 敷地面積 8, 415 m<sup>2</sup>  
② 建物概要 鉄筋コンクリート・鉄骨・木造混合建築2階建  
延床面積 996 m<sup>2</sup>  
(5) 利用者数 令和3年度 1, 768人  
令和4年度 583人  
令和5年度 1, 049人

※ 詳細については、別冊「栗東市立森林体験交流センター管理運営業務仕様書」を参照してください。

## 4. 業務の範囲

- (1) 栗東市立森林体験交流センターの管理運営に関する業務。  
(2) 栗東市立森林体験交流センターの維持管理に関する業務。  
(3) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する事務のうち、市長が必要と認める業務。

※ 詳細については、別冊「栗東市立森林体験交流センター管理運営業務仕様書」を参照してください。

## 5. 指定予定期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

(指定期間中、会計年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに、本市と協定を締結します。)

## 6. 管理の基準

- (1) 開館時間 午前9時から午後8時まで
  - (2) 休館日 ① 水曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その翌日以後の最初の休日でない日  
② 12月29日から翌年1月3日までの日
- ※ 詳細については、別冊「栗東市立森林体験交流センター管理運営業務仕様書」を参照してください。

## 7. 委託料について

栗東市立森林体験交流センターの設置目的から管理業務に要する経費として本市が支払う金額は、会計年度ごとに締結する協定書において定めます。（申請の際に応募団体の提案した委託料が、そのまま本市が支払う委託料になるものではありません。）

## 8. 応募資格

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき、更生手続又は再生手続をしていない法人等であること。
- (3) 本市から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (4) 納期の到来している国税、県税、市税を完納している法人等であること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- (6) 市長及び市議会議員本人が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準すべき者、支配人及び清算人でない法人等であること。ただし、市長が無限責任社員等で、本市が資本金、基本金その他これらに準ずるもので二分の一以上を出資している法人及び外郭団体等は除きます。

## 9. 申請に必要な書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 添付書類（原則A4版）
  - ① 団体概要書（様式2）
  - ② 当該施設の事業計画書（様式3）
  - ③ 当該施設の收支予算書（令和7年から令和8年までの2年間分）（様式4）
  - ④ 類似施設等運営実績表（様式5）

- ⑤ 指定申請に係る申立書（様式 6）
  - ⑥ 法人の定款又は寄付行為及び登記簿謄本（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
  - ⑦ 法人等の指定管理者指定申請日前において作成した直近 2 年分の収支予算書、事業計画書及び決算書
  - ⑧ 納税に関する証明書（発行から 3 月以内のものに限る。）
    - 市税の完納証明書（入札参加資格審査用）
    - 県税の完納証明書
      - 法人税と消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書
  - ⑨ 印鑑証明書（発行から 3 月以内のものに限る。）
- ※ 募集開始日現在において、本市業務委託等入札参加有資格業者であるものは、⑥に掲げる登記簿謄本及び⑧に掲げる市税の完納証明書を提出する必要はありません。
- ※ 提出部数は、別紙「指定管理者指定申請提出書類一覧」を参照してください。
- ※ 申請に係る費用は、申請者の負担とします。なお、提出された書類等は、返却しません。
- ※ 申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属します。ただし、本市は指定管理者の公表等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- ※ 申請書等の様式は、本市ホームページからダウンロードできます。  
→ <http://www.city.ritto.shiga.jp/>

## 10. 申請書の受付期間

- (1) 受付期間 令和 6 年 9 月 20 日（金）から同年 10 月 11 日（金）まで（必着）  
※ 土曜日及び日曜日を除く。
- (2) 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで  
※ 施設説明会・・・令和 6 年 10 月 2 日（水）午後 2 時から現地で実施します。  
施設説明会への参加については、10 月 1 日（火）までの受付時間内に電話等で連絡してください。
- (3) 受付方法 受付期間内に持参してください。（郵送、ファックス、E メール不可）
- (4) 質問書 募集要項及び仕様書の内容について質疑がある場合は、質問書（様式 7）により、令和 6 年 10 月 7 日（月）までに提出してください。  
(ファックス又は E メール可)
- (5) 質問書の回答 ファックス又は E メールにより回答するとともに、他の申請予定者にその内容を周知します。なお、令和 6 年 10 月 8 日（火）以降の質問については、回答できませんのでご了承願います。

## 11. 仕様書及び申請提出書類等の配布並びに申請の受付場所

- ① 仕様書は市ホームページ (<http://www.city.ritto.shiga.jp/>) ダウンロードしてください。

②申請を希望する場合は、次の場所まで申請提出書類等を取りにきていただかずか、Eメールに商号または名称・住所・連絡先・担当者を記載して、次のEメールアドレスまで申請提出書類等の請求を行なってください。

【申請提出書類等の配布並びに申請の受付場所】

栗東市 環境経済部 農林課 指定管理担当

電話：077-551-0125、ファックス：077-551-0148

Eメールアドレス：nourin@city.ritto.lg.jp

住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

## 12. 選定基準及び選定方法

### (1) 選定基準及び視点

- ① 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上が図られること。
  - ア 全ての利用者に対して公平なサービス提供が可能な計画か
  - イ 市民との情報の共有という観点からの情報公開の対応は十分か
  - ウ 利用者サービスの向上に対する考え方や取組が優れているか
  - エ 利用者の声を反映し、要望、苦情等への対応策は十分か
- ② 適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること。
  - ア 管理運営体制は適切か
  - イ 個人情報の保護対策は十分か
  - ウ 安全管理の対策は十分か
  - エ 緊急時の対応策は適切か
  - オ 委託予定業務は適切に行われるか
  - カ 経費削減のための効率的な運営が図られるものとなっているか
  - キ 事業運営のために適切な収支計画がなされているか
- ③ 事業計画の内容が施設の効用を最大限に發揮するものであること。
  - ア 施設の広報計画が適切に行われるか
  - イ 施設の利用促進などに関する企画力、意欲、姿勢、独自性はどうか
  - ウ 取組や提案は実施可能な計画か
  - エ 施設の有効活用のための新たな業務の提案があるか
- ④ 事業計画に沿って計画的で適切な運営を安定して行う能力を有していること。
  - ア 職員の採用計画や資格、経験は十分か
  - イ 職員の指導や育成に対する考え方や計画が具体的で優れているか
  - ウ 申請団体の資本力や信用度が優れているか
  - エ 施設の管理運営に必要な経験と実績（類似施設等での実績含む）を備えているか
  - オ 社会貢献活動への取組は十分か

### (2) 選定方法

応募書類の審査及び代表者等の面接審査により選定します。

※ 面接審査は、令和6年1月頃を予定しています。日時等詳細は後日ご連絡します。

### 1 3. 選定結果及び理由の通知

- 応募者全員に、令和6年12月下旬をめどに、選定結果を文書にてお知らせします。なお、指定管理者は、栗東市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- ※ 議決後、業務執行上必要となる事項を本市と指定管理者の協議により協定として締結します。
- ※ 詳細については、別冊「栗東市立森林体験交流センター管理運営業務仕様書」を参照してください。

### 1 4. その他

- (1) 指定管理者指定申請書その他提出された書類は、公開することがあります。
- (2) 管理業務等の実施中に故意又は過失により本市又は第三者に対し、損害を与えたときは、指定管理者の負担でその損害を賠償しなければなりません。
- (3) この損害賠償を担保するため、賠償責任保険に加入していない団体は、保険に加入する必要があります。
- (4) 指定管理期間中において、条例が変更される場合があります。

### 1 5. 添付資料

- (1) 指定管理者指定申請書提出書類一式
- (2) 栗東市立森林体験交流センターの設置及び管理に関する条例
- (3) 栗東市立森林体験交流センターの管理及び運営に関する規則
- (4) 栗東市立森林体験交流センター管理運営業務仕様書